○国土交通省告示第七百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

別表七の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「ホ　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号
ヘ　岡山事務所　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号
ト　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号」

を

「ホ　豊橋事務所　愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番一号
ヘ　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号
ト　岡山事務所　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号
チ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号」

に改め、別表八の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ヘ　東京支店　東京都港区浜松町二丁目二番十一号」を「ヘ　東京支店　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番十五号」に改め、別表九の項中、住所欄を「東京都港区浜松町二丁目四番一号」から「東京都港区芝五丁目三十三番七号」へ改め、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「イ　本社　東京都港区芝五丁目三十三番七号」から「イ　本店　東京都港区芝五丁目三十三番七号」に改め、別表十四の項中、住所欄を「東京都新宿区新宿二丁目三番十一号」から「東京都新宿区新宿一丁目七番一号」へ改め、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「イ　東京本社　東京都新宿区新宿二丁目三番十一号」から「イ　本部　東京都新宿区新宿一丁目七番一号」に改め、別表二十の項中、業務区域欄を「埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県草加市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県鳩ヶ谷市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県入間郡三芳町、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県鎌ヶ谷市、千葉県浦安市、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域」から「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域」に改める。

○国土交通省告示第七百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－426号	表面仕上材（表面床張り材）	ＹＦ　タイルＷ	吉田房織物株式会社	大阪府泉大津市板原町一丁目1番12号
第Ｆ－427号	〃	ＹＦ　カーペットＷ	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5004号	船外機（小型船舶用）	ＢＢＨＪ	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号

○東北地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二日

東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙北市角館町雲然上町屋一七五番二から同市角館町雲然山崎一〇三番三まで	前	八六・四七～一二四・五〇メートル	〇・一二六キロメートル
	後	八六・四七～一三五・七七メートル	〇・一二六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年七月二日

中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園
位置　愛知県愛西市立田町松田地先、富安地先及び前田面地先
区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年七月二日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年七月十七日

○近畿地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百六十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市浜大津四丁目二番一二から同市浜大津一丁目一三番一まで	前	一六・〇四～二七・四一メートル	〇・二三七キロメートル
	後	一七・三四～二七・四一メートル	〇・二三七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百八十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
泉佐野市泉州空港北一番一四地内	前	三二・五〇～三二・五〇メートル	〇・〇九〇キロメートル
泉佐野市りんくう往来北一番二地内	後	三二・五〇～三四・〇〇メートル	〇・〇九〇キロメートル
	前	一九・五〇～二一・〇〇メートル	〇・一〇五キロメートル
	後	一九・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・一〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所